

令和 7 年度 第 3 回江津市農業委員会総会

日時：令和 7 年 6 月 20 日(金) 午前 9 時 30 分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 第3 報告 第2号 農用地利用集積等促進計画について
- 第4 承認 第1号 農地の地形変更届出について
- 第5 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第6 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議案 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 第8 議案 第3号 非農地証明について
- 第8 その他

○出席農業委員（11名）

1 番 佐々木英夫 2 番 田代和秋 3 番 二本木俊二 4 番 原田和徳
5 番 山本秀彦 6 番 田中克行 7 番 大村理之 8 番 和田幸子
9 番 深野政勝 10 番 山田博 11 番 藤井孝子

○出席推進委員（10名）

壺岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温
野田英夫、湯淺憲昭、井上推進委員、崎谷推進委員

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和 7 年度、第 3 回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長のあいさつの後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会 長 おはようございます。去る6月 9 日には中国地方が梅雨に入ったと宣言されました。そうした中で、昨日には奄美地方ですでに梅雨が明けたというニュ

ースが報道されていきました。しかしながら、九州地方には線状降水帯が発生して河川の氾濫や冠水被害が既に発生しており、6月11日は台風1号が発生し、内陸部に向けて被害が懸念される状況です。さらに、例年以上の猛暑や水不足となるという長期予報も出されており、すでに農作物に影響が出ているところもあるようです。また、併せて関東近辺では、熱中症が多数出ているようです。皆様も、こまめに水分をとりながら、農作業をつとめていきたいと思っています。話は変わりますが、先月の28日に東京の渋谷公会堂で、令和7年度全国農業委員会会長大会がありました。本市からは大賀事務局長と私の2人が参加をさせていただきました。島根県からは、農業会議に田原副会長、和久利事務局長、その他、県内各地から、松江市、出雲市、浜田市など9市町の会長や事務局長等関係者が参加をされました。その大会では、令和7年度の政策提案決議として、改正基本法、基本計画の政策の実施に向けた提案や地域計画の実現による持続可能な農業・農村を作るための施策などを、多岐に亘って論議・議決されました。大会の後、国会議員会館に移動して、高見議員、舞立議員、三浦議員、青木議員、亀井議員へ大会参加者全員で要望活動を行いました。とりわけ、舞立議員は、参議員農林水産委員長を務めておられることもあり、農業の持続的発展に向けた所得向上、基盤整備事業の加速的推進、日本型直接支払制度の見直し、米政策の見直し、地域計画の実行対策の構築など、多種項目について要請をさせていただきました。その後、会場を移して、議員の方々との意見交換会があり、それぞれの市町の現状や課題について、個々に話をする機会もあり、有意義な意見交換会でした。熱心に地域の課題や問題などについて聞いていただいたと思います。以上簡単に報告させていただきました。

会 長　それでは、ただいまより、令和7年度、第3回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、階本推進委員が欠席となっております。出席委員は、過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程より進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いをいたします。

会 長　日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 ご了解をいただきましたので、9番 深野委員、10番 山田委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

《 波積町本郷 》

会 長 日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による届出について」です。1番です。農地の所在は、波積町本郷●●●番、地目は田、面積は●●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、住所は●●市●●町●●●番地です。賃借人は、●●●●●●●●●●、●●県●●市●●町●●●番地●です。解約届出日は令和7年4月21日、解約成立日及び土地引渡時期は令和7年5月30日です。解約理由は、耕作者の体調不良に伴う変更による地権者と農業振興公社との解約です。以上です。

会 長 ただいま事務局より報告がございました。この件について、ご質問ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。報告のとおり、「農地法第18条第6項の規定による届出の1について」はご了承願います。

農用地利用集積等促進計画について

会 長 日程第3、報告第2号「農用地利用集積等促進計画について（権利の移転）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、報告第2号です。「農用地利用集積等促進計画について」ですが、準備をしていたのですが、●●●●●●●●●●からの書類送達が遅延しておりまして、今回の提案は取り消しとなり、次回に行うことになりました。以上です。

会 長 事務局の発言のとおり、今回の報告分は次回と一緒にということですのでご了承願います。

《 千田町 》

会 長 次に、日程第4、承認第1号「農地の地形変更届1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、承認第1号、「農地の地形変更届について」です。1番です。農地の所在は、千田町●●●番、地目は田、面積は●●●●㎡です。所有者及び地形変更届出者は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。地形変更理由としましては、排水状況の悪い田に工事残土を搬入し、嵩上げて転作を行うというものです。工事期間は、令和7年7月1日から令和8年3月31日です。隣接地への被害等は、嵩上げに伴う排水を農業用排水路に流すため影響はないことでした。以上です。

会 長 それでは和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番委員 位置図1ページをご覧ください。右上に記載の県道皆井田江津線と千田農免道の交差点を●●●●へ●●して、●●方面に●●●m程度進んだ右側に申請地があります。17日に野田推進委員と現況の確認を行い、●●さんに状況を聞きました。排水の悪い田に工事残土を搬入し、嵩上げて畑として活用したいと考えておられ、排水は隣接する排水路へ流す予定であり、周辺の農地には影響がないと思われました。ご審議よろしく申し上げます。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地の地形変更届1について」については、承認されました。

農地法 第3条

《 都野津町 》

会 長 次に、日程第5、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請です。

事務局 1番です。農地の所在は、都野津町●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は、●●●●さん、●●県●●市●●●丁目●●●●番地の●●です。譲受人は●●●●さん、●●市●●●町●●●番地●です。対価は10aあたり●●●●円です。状況としましては、以前から申請地の農地を借りて家庭菜園を行っていたと聞いており、改めて所有権移転を行って耕作を継続するという事です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番委員 位置図の2ページです。図面の中央あたりの●●●●●●●●●●●●●●●●の西側の市道沿いに●●さんの自宅があります。自宅の山側を家庭菜園として耕作しており、今回譲り受けるということで、間違いありませんのでよろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1」については、可決されました。

農地法 第5条

《 二宮町神主 》

会 長 次に日程第6、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員

から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請です。

1番です。農地の所在は、二宮町神主●●●●番●●、地目は畑、面積は●●●●㎡、二宮町神主●●●●番●●、地目は畑、面積は●●●●㎡、譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地です。譲受人は●●●●●●●●●●、●●市●●町●●番地●です。転用目的は、建売住宅を建設して販売する予定で、各筆に1棟ずつで2棟を建設することです。対価は10aあたり●●●●●●円です。工期は許可日から令和8年2月末日です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番委員 位置図3ページです。図面の左隅に9号線の●●●●●●●●●●があり●●●●●●●●●●に接続しています。●●●●●●●●●●に入って道なりに進み約●●●●m進んで交差点があり、右側には●●●●●●●●●●があります。交差点を●●し●●m進んだ●●●●●●●●●●に申請地があります。現地は、耕作はされておりましたが、草刈を行って管理してありました。その場所に住宅を建てて販売するという事です。申請どおりで間違いありませんのでよろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」は、可決されました。

《 桜江町江尾 》

会 長 次に日程第6、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 2番です。農地の所在は、桜江町江尾●●●●番●●、登記は畑、現況は原野、面積は●●●●㎡、桜江町江尾●●●●番●●、登記は畑、現況は雑種地、面積は●●●●㎡です。譲渡人は●●●●●●●●●●さん、●●府●●●●市●●町●●番●●号です。

譲受人は、●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●さん、●●市●●町●●●●●●
番地●●です。転用目的は、資材置場です。対価は無償で、工期は許可日から
令和7年7月末日です。顛末書がついておりまして、以前、譲渡人の先代の時
に、無許可で住居を建てておりまして、先般、住居を解体し、改めて資材置場
として使用するために転用して売買を行うということでした。そのため顛末書
が附してあります。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2 番委員 位置図 4 ページです。19日に譲受人である●●●の●●●●さんと一緒に
現場を見させてもらいました。県道●●●●線と県道●●●●●津線の合流点
から●●●を渡って約●●●m 進み、分岐を●●●という●●に向かって山側
に●●して約●●●m 進んだ右側が申請地です。以前は建物が建っていたとい
う事でしたが、既に建っていた形跡がありませんでした。地目は畑ですが、現
況は原野でした。●●氏に聞いたところ、今後は資材置場にするといいこと
でした。申請地の道路に面した部分ですが、隣接の住宅側は擁壁あり、影響はな
いと思いますのでご審議をお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等
はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決するこ
とに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第5条第1項の規定による許可申請
の1について」は、可決されました。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（一時転用）

《 桜江町大貫 》

会 長 次に日程第7、議案第3号、「農地法第5条第1項第6号の規定による届出
について（一時転用）」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の
山田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいた
します。

事務局 議案第3号、「農地法第5条第1項第6号の規定による届出（一時転用）」で

10番委員　そうです。

湯淺推進委員　事務局に聞きます。これ許可日から8月末までですね。約2カ月で工事は終わるのですね。

事務局　申請が出たときにお聞きしたのですが、8月末までで工期が終了するという事で、鉄板等を敷いてありますが、撤去して農地に復元するとのことですよ。

会　長　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会　長　挙手全員と認めます。よって、「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（一時転用）」は、可決されました。

非農地証明について

《 川平町南川上 》

会　長　次に日程第7、議案第4号、「非農地証明1について」を議案といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私、並びに野村推進委員から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局　議案第4号、非農地証明交付申請です。その前にお手元に非農地証明の写真配布していますので、冊子に綴じているものと差替をお願いします。添付写真の1枚が撮影場所間違いでしたので修正をしました。1番です。農地の所在は、川平町南川上●●●番●●登記は畑、現況は雑種地、面施は●●㎡、川平町南川上●●●番地、地目は畑、面積は●●㎡、川平町南川上●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●市●区●●町●●番●●の●●●号です。非農地の状況としましては、平成25年の堤防工事に伴って住居等を移設しまして、通い耕作等も難しくなり、その後、少しずつ荒廃が進んで現在に至っています。現況にあわせて登記を行うため、非農地証明の申請を提出したということでございました。以上です。

会　長　それでは、私から調査結果の報告をいたします。

1番委員　位置図は6ページと本日配られた非農地証明写真をご覧ください。6月16日午後3時半に野村推進委員と事務局津島主任と3人で現地確認をいたしました。現地は国道261号線を江津から川本方面に、約●km進み、●●●を

●●方面に向けて渡ってすぐ●●です。近隣に●●●●●があり、その前を
って道路が行き止まりになる付近に申請地があります。所有者は●●在住の●
●●●さんですが、資料にありますように、平成25年から宅地防災工事にお
ける土地利用一体型事業が実施されておりました。宅成造成事業が進められた
頃は、申請人のお母さんが住んでおられました。工事期間は、松川町市村に住
んでいましたが、完成間近の頃に体が不自由になったということで、●●の息
子さんのところへ移住され、畑等の耕作が困難になったと聞いています。今回
申請の畑には、当時は季節の野菜やびわ、柿、みかんなど果樹が植えられてい
ましたが、管理が困難になり、加えて、息子さんは●●に住んでいたため、通
い耕作も難しくなったこともあり、雑木や竹などが茂って荒廃が進んでいまし
た。息子さんは現在76才で一人暮らしとなっており、現在周辺をすべて整理
して、終活をしていると言っておられました。写真にあるように、●●●番●
は、畑への進入路として新しく作られた道路沿いです。●●●番は以前にあっ
た宅地の周辺農地の買収残地として残っているものです。写真の差替えがあっ
た●●●番●は、野菜やびわ、果樹が植えられていたところですが、図面を見
ながら現地確認をしました。現地を確認した時間帯に大雨に見舞われましたの
で、翌日に該当の現地写真を撮りました。それが本日の資料です。この場所は
ご覧のように以前はJR三江線が通っており、沿線の畑はほとんどが耕作され
ていましたが、平成30年にJR三江線の廃線や、治水事業施工の後、住民が
減少し、周辺の農地は荒廃化が急激に進んでおり、写真をご覧のように、背丈
の高い雑木や草花が生い茂り、猪や猿などあらゆる動物が出没しております。
農地への復旧は非常に困難とされます。という観点から、非農地証明の申請
を承認することについて問題無いと考えます。ご審議をお願いします。

会 長 続いて、野村推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。

野村推進委員 ただいま佐々木会長から詳しい報告がございました。私も同様です。特
に付け加えることはございません。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、ご質問等
はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決するこ
とに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「非農地証明の1について」は、証明することに決しました。

その他

会 長 次に、日程第8、その他の総会に諮るべき事案について、事務局からなにかございますか。

事務局 農林水産課からの提出で、諮るべき案件があります。米の乾燥調製施設に関することで、乾燥調製の手数料の設定についての提案です。これは条例で定められているもので、現在は議会へ提出済で、承認される見込みと聞いています。議会では、金額設定の上限額の承認のみで、詳細な金額については、農業委員会の意見の聴取した後に決定するとのこと。詳細な内容に関しては農林水産課長到着し次第、説明をいただこうと思っておりますのでご了承ください。

会 長 その他について、皆さんからなにかございませんか。よろしいでしょうか。

[「なし」]

事務局 農林水産課長が来られましたので、乾燥調整施設の手数料の設定に関する提案があります。これから資料をお配りします。

山本課長 農林水産課の山本です。江津市乾燥調製施設の利用料金の設定につきまして、少しお時間をいただきたいと思います。私は、農林水産課長ですが、この利用料金の設定につきましては、ふるさと支援センターめぐみの取締役の立場でお話したいと思います。ふるさと支援センターは、江津市乾燥調製施設の指定管理を江津市から受けておりまして、施設利用料金で施設の運営をしています。それでは、利用料金設定についてご説明させていただきます。配布した資料をご覧ください。まず、「江津市乾燥調製施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」です。経過説明しますと、江津市は令和6年度に市内に2つあるライスセンターの再編整理事業としまして、江東中学校の南側にある後地町の江津市乾燥調製施設を市の乾燥調製拠点にして、桜江市山のライスセンターを桜江の荷受け拠点として施設再編に着手しました。桜江ライスセンターは令和7年3月の議会において、すでに設置条例を廃止しています。同時に既存の機械についても撤去済みです。また、後地の乾燥調製施設につきましても、新たな乾燥機械等は全て設置されて、機械稼働の最終調整段階に入っています。

市は、令和7年6月に拠点施設であるライスセンターの条例の一部を改正する議案提出を行っておりまして、利用料金等の改定を行うという内容で、この条例案は、令和7年6月議会の最終日である6月24日の火曜日に審議され原案可決される見込みになっています。改正する内容ですが、昨今の人件費、物価上昇等を踏まえた利用料金の改定を行うこととしています。詳細については、別紙新旧対称表を次頁に添付していますので、ご覧ください。水分区分の変更、利用量区分の変更、利用料金の範囲の変更、3つの変更があります。3ページをご覧ください。新旧対称表です。左が改定前、右が改定後です。改定前は、玄米1袋30kgで分けし、水分区分によって4区分で料金設定されていますが、改定後は、1kgで分けし、水分含有量によって8区分で料金設定されることとなります。詳細はあとで説明します。料金設定については、指定管理者が農業委員会に意見を聴取して、市長の承認を得るという条例案です。それでは、改定案を詳しく説明してまいります。まず1点目ですが、水分区分の変更です。現行は5%刻みになっていましたが、2~3%刻みで8区分にすることで、各利用者の水分含有率の実態に細やかな対応を行いたいと考えています。2点目です。利用量の範囲の変更です。以前は玄米30kgで分けしていたものを粳で1kg分けに変更する予定です。これは、原料ベースで料金を算出でき、公平性があることを考慮したものです。3点目は、利用料金の範囲変更です。これまでは設立当初に設定した料金の据置き、消費税率の改正に伴って税率上昇分だけを加算してきました。しかしながら、現在の状況をみますと、人件費増、物価上昇が顕著であり、コロナ禍前の対比で人件費は1.24倍、燃料費は1.6倍に上昇しています。施設設置した平成10年からみますと、人件費は1.6倍、燃料費は2.1倍になっています。そのため、上昇分を料金に反映しなければ運営が難しいと判断しています。利用料金の試算及び比較についてです。1,000㎡あたり水分率毎の平均で試算しており、新料金は22,800円、旧料金は18,000円で、それぞれの水分区分ごとに算出して平均を算出しました。約25%の上昇ですが、年や耕作者によって、水分率が違うこともあり、平均で試算するのが妥当という判断です。水分区分による料金ですが、15%以下の場合は25円、28%以上は44円という計算になります。市の条例の範囲内で定める利用料金の案は限度額の設定で、利用料金はすべて上限額とさせていただきたいと考えています。次に、ライスセンター利用助成事業に

ついでの説明を致します。この度の利用料金の改定や施設運営の持続的な面を考慮して、利用助成事業の創設を検討し議会に提出しています。趣旨につきましては、利用農家の負担軽減及び利用促進を考慮し、年度ごとに利用単価の補助を行い、単価の段階的な調整を行うことで、利用者の急激な負担増を抑制し、新料金に移行する激変緩和措置です。補助金の内容ですが、粳重量 1kg あたりに補助単価を乗じて補助金を算定しております。補助単価につきましては、先ほど申し上げました新料金、現行料金の差、4,800 円を、平均収穫量で除した数値を補助単価に設定しています。令和 7 年は kg 当たり 6 円に設定したいと考えています。令和 7 年度の補助単価を起点に、3 年間かけて、1 年目は 6 円、2 年目は 4 円、3 年目は 2 円とすこしずつ補助額を減らしながら新料金の移行を計画しており、補助金交付につきましては、市から利用者への直接交付と考えています。この議案につきましても、6 月 24 日の議会最終日での原案可決が前提です。支援センターめぐみの利用料金の設定と条例改正及び利用助成の事業についての説明は以上です。もう 1 枚資料を配っておりますが、これは、ライスセンターの再編整備に係る水稻生産者説明会の開催案内です。開催地区を江津と桜江に分けて、7 月 1 日、2 日、3 日に順次開催します。説明会では、新しい施設の運営体制や利用料金の改定、利用助成について説明を行う予定にしています。たいへん長くなりましたが、以上よろしく申し上げます。

会 長 　ただ今、農林水産課長から江津市乾燥調製施設の利用料金の設定についての報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

崎谷推進委員 　料金設定については、物価上昇等を考慮しての算定と思われるので問題は無いと思われませんが、要望を 1 点よろしいでしょうか。現在、乾燥調製施設の利用に関しては、個人の耕作者や中核を担う規模の営農者に加えて、農事組合法人等の大規模営農者など多数おられます。とりわけ、農事組合法人等の大口利用者については利用料金の負担増が経営に著しく影響することが懸念されます。地域の集約的農家の経営安定に資するため、大口利用者の利用料金軽減措置を考えていただきたい。

山本課長 　軽減措置については、持ち帰り、検討いたします。

会 長 　その他の質問はありませんか。

8 番委員 　乾燥調製施設を利用するにあたって、以前は個別に乾燥調製をしていただいていた。共同の乾燥調製施設であり、収穫物を一体として扱うことになる

のは理解できますが、利用者の中には個別での乾燥調製を望む声もあるため、状況に応じて、乾燥調製の個別対応を検討してもらえないだろうか。

山本課長 個別対応に関しては、ライスセンターの施設運営の説明会を市内の各地区で開いてご理解を求めました。一部、個別対応を望む声があるのも承知しておりますが、全体の運営を考慮すると一括方式でご理解いただきたい。なお、個別対応の要望については次回の役員会で報告いたします。

会 長 その他の質問はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたしますが、議会承認の前ですので、原案可決後の回答に関しては会長及び事務局に一任いただきたいと思います。乾燥調整施設の手数料の設定について決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「乾燥調整施設の手数料の設定について」は、可決されました。

会 長 その他の総会に諮るべき事案について、事務局からなにかございますか。

事務局 特段ございません。

会 長 その他について、皆さんからなにかございますか。よろしいでしょうか。

[「なし」]

会 長 事務連絡は総会終了後に報告いたします。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和 7 年度、第 3 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回開催は、7 月 23 日金曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。お間違いのないように、よろしくお願いいたします。

[閉会 午前 10 時 30 分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員